特定非営利活動法人　にこにこくらぶ　定款

第1章 総　　則

(名　称)

第1条　この法人は、特定非営利活動法人にこにこくらぶ という。

(事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を佐賀県伊万里市東山代町里字蕨359番地4に置く。

第2章　目的及び事業

(目　的）

第3条　この法人は、障害者(児）及びその家族に対して、地域生活支援に関する事業を行い、

社会参加促進に努め、「共に生きる社会」の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。　　　　(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事　業）

第5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　 (1) 特定非営利活動に係る事業

　　 ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉

サービス事業

　 　 ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援

事業

　　 　③ その他上記の目的を達成するために必要な事業

第3章　会　　員

(種　別）

第6条　この法人の会員は、次の2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」

という。）上の社員とする。

　 (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

　 (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その活動を支援しようとする個人及び団体

(入　会）

第7条　会員の入会については、特に条件を定めない。

　　2　 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申

し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

　 3 代表は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって

本人にその旨を通知しなければならない。

(会　費）

第8条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

　 (1)　退会届の提出をしたとき。

　 (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

　 (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

　 (4) 除名されたとき。

(退　会）

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除　名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名する

ことができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなら

ない。

　 (1)　この定款等に違反したとき。

　 (2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還）

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

　 (1) 理事　5人

(2) 監事　1人

2 　理事のうち、1人を代表とする。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

　　2 　代表は、理事の互選とする。

　　3　 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が

１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総

数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

　　4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職　務）

第15条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

　　2 　代表以外の理事は法人の業務についてこの法人を代表しない。

3　 代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業

務を執行する。

　　5 監事は、次に掲げる職務を行う。

　 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

　 (2) この法人の財産の状況を監査すること。

　 (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令

若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所

轄庁に報告すること。

　(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

　 (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若し

くは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

　　　　任者の任期の残存期間とする。

　　2　 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最

初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3　 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者

　　　の任期の残存期間とする。

4　 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ

なければならない。

（欠員補充）

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれ

を補充しなければならない。

（解　任）

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任する

ことができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与なければなら

ない。

　 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

　 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条 役員は、その総数3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

　 2　 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

　　3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

（職　員）

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

　　2　 職員は、代表が任免する。

第5章　総　　会

（種　別）

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構　成）

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

（権　能）

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

　 (1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

　 (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

　 (5) 事業報告及び活動決算

　 (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

　 (7) 入会金及び会費の額

　 (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において

同じ。）その他新しい義務の負担及び権利の放棄

　 (9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

（開　催）

第24条 通常総会は、毎事業年度１回開催する。

　 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

　 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

　(2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の

請求があったとき。

　 (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招　集）

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

　　2 代表は、第24条第2項第１号及び第2号の規定による請求があったときは、その日

から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

　　3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもっ

　　　て、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員総数の2分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議　決）

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とす

る。

　　2　 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決

可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

　　2　 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任

することができる。

　　3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2

号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

　　4　 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

（議事録）

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　（1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数

を付記すること。）

　 (3) 審議事項

　 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

　 (5) 議事録署名人の選任に関する事項

　 2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印

しなければならない。

第6章　理事会

（構　成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機　能）

第32第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

　 (1) 総会に付議すべき事項

　 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）

第33条 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1)　代表が必要と認めたとき。

　 (2)　理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請

求があったとき。

　 (3)　第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招　集）

第34条 理事会は、代表が招集する。

　　2 代表は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

　　3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をも

って、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

（議　長）

第35条 理事会の議長は、代表が指名した理事がこれに当たる。

（議　決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と

　　　する。

　　2　 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

（表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

　　2　 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面をもって表決することができる。

　　3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用に

ついては、理事会に出席したものとみなす。

　　4　 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

（議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　 (1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

　 (3) 審議事項

　 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

　 (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押

印しなければならない。

第７章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　 (1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

　 (6) その他の収益

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定め

る。

(会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表が作成し、総会の議決を経なけ

ればならない。

（暫定予算）

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、

理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることできる。

　　2　 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）

第44条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

　　2　 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

ただし、通常総会に於いて議決された事業計画を行うために使用する場合は、この限り

ではない。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加

又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類

は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経

なければならない。

　　2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は、

権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の１以上の

多数による議決を経、かつ、法第25条第3 項に規定する以下の事項を変更する場合、

所轄庁の認証を得なければならない。

　 (1) 目的

(2)　名称

(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類

(4） 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 会員の得喪に関する事項

　（6） 役員に関する事項

(7)　会議に関する事項

　（8） その他の事業を行う場合における、その種類その他の事業に関する事項

　（9） 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

　(10)　定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4) 合併

(5)　破産

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の３分の２以上の承

諾を得なければならない。

　　3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法

第11条第3項に掲げる者のうち、社会福祉法人｢幸生会｣に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の２分の１以上の議決

を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

　　　ただし、貸借対照表の公告は法人の掲示板に掲示して行う。

第10章 雑　　則

（細　則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附　則

　　1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

　　2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

　　　 理 事 長　　　　 田　代　一　茂

　　　　 副理事長　　　　　高　野　公　子

　　　　 理　　事　　　　　川　本　美津子

　　　　 　 同　　　　　　 新　庄　百合子

　　　　 　 同　　　　　　 小　松　克　枝

　　　　 　 同　　　　　　 満　野　厚　美

　　　　 　 同　　　　　　 池　田　早　苗

　　　　　 同　　　　　　 大　木　洋　子

　　　　　 同　　　　　　 山　田　小百合

　　　　 監　　事　　　　　池　　　康　徳

　　3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日か

ら20年4月30日までとする。

　　4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総

会の定めるところによるものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成

19年3月31日までとする。

　　6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額

とする。

　　 (1)　年 会 費　　正 会 員　　1,000円

　 賛助会員 1,000円

　　7　平成30年5月30日　変更認証

　　8　令和 2年3月31日 変更認証

　　　　この定款は、令和2年3月31日から施行する。